公益信託ＪＡバンク新潟県信連創立五〇周年記念・ホームヘルパー支援基金第十五期決算公告

一、事業概要
　ホームヘルパー活動及び当該活動を支援する事業等について新潟県内の十団体に対し、合計六、二四五、三七五円の助成金を交付した。
二、財産目録　平成二十五年二月二十八日現在
資産合計　一八、八〇二、五五〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　一八、八〇二、五五〇円
　平成二十五年四月十五日
　東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
　公益信託ＪＡバンク新潟県信連創立五〇周年記念・ホームヘルパー支援基金
　受託者　農中信託銀行株式会社

公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金第十四期決算公告

一、事業概要
　民俗芸能の保存・伝承活動事業について静岡県内の十五団体に対し、合計三、〇三三、二〇〇円の助成金を交付した。
二、財産目録　平成二十五年二月二十八日現在
資産合計　五三、三一九、二二〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　五三、三一九、二二〇円
　平成二十五年四月十五日
　東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
　公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金　受託者　農中信託銀行株式会社

公益信託ＪＡ・岐阜県信連民俗文化財振興基金第十二期決算公告

一、事業概要
　民俗文化財の保存・伝承活動事業について岐阜県内の十二団体に対し、合計四、一三七、〇四八円の助成金を交付した。
二、財産目録　平成二十五年二月二十八日現在
資産合計　四二、六九八、四一八円
負債合計　〇円
正味信託財産　四二、六九八、四一八円
　平成二十五年四月十五日
　東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
　公益信託ＪＡ・岐阜県信連民俗文化財振興基金　受託者　農中信託銀行株式会社

公益信託農林中金八〇周年森林再生基金第八期決算公告

一、事業概要
　国内の荒廃した民有林の再生により森林の公益性を発揮させることを目的とした活動を行った十二団体に対し、合計一七〇、〇五五、〇〇〇円の助成金を交付した。
二、財産目録　平成二十五年二月二十八日現在
資産合計　三六六、一二八、六九六円
負債合計　〇円
正味信託財産　三六六、一二八、六九六円
　平成二十五年四月十五日
　東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
　公益信託農林中金八〇周年森林再生基金
　受託者　農中信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍秋田県湯沢市秋ノ宮字城ノ内四一番地
二、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　榮喜　金光
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　秋田県湯沢市字上二井田四三番地一六
　相続財産管理人　司法書士　伊藤　則行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍栃木県黒磯市豊浦一二一番地三三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　繁澤　正男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　栃木県那須塩原市本町七番一号
　相続財産管理人　司法書士　平山　　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県坂戸市花影町九番、最後の住所埼玉県川越市松江町一丁目二二番地四　四〇三号
　被相続人　亡　茂木　範雄
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　埼玉県川越市新富町一丁目一八番地六戸田本川越ビル三階　松本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　大森三起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都練馬区向山三丁目一五〇五番地、最後の住所千葉県市川市行徳駅前二丁目二一番二二―七〇九二号　行徳マンション
　被相続人　亡　関野　大策
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福岡県みやま市瀬高町小川一一四七番地一、最後の住所千葉市稲毛区轟町二丁目八番一棟八〇七号　被相続人　亡　待鳥　京子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階
　相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都世田谷区北沢一丁目五三九番地、最後の住所東京都世田谷区北沢一丁目二一番六号　被相続人　亡　山﨑　　智
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県田村市都路町古道字白石九二番地、最後の住所東京都江戸川区南小岩五丁目四番一〇号　被相続人　亡　吉田　金七
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都荒川区西日暮里三丁目一一〇五番地、最後の住所東京都荒川区西日暮里三丁目九番四号　被相続人　亡　田中つや子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年四月十五日
　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

第29期決算公告

平成25年4月15日
埼玉県東松山市柏崎58番地
株式会社カントウ
代表取締役　川上　哲夫

貸借対照表の要旨

（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	246,012
	固定資産	17,989
	合計	264,001
負債及び純資産の部	流動負債	27,132
	株主資本	236,869
	資本金	10,000
	利益剰余金	226,869
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	224,369
	（うち当期純損失）	(3,048)
	合計	264,001